

亀山市立認定こども園利用者負担額等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 9 月 3 0 日

亀山市長 櫻 井 義 之

亀山市規則第 1 8 号

亀山市立認定こども園利用者負担額等に関する規則の一部を改正する規則

亀山市立認定こども園利用者負担額等に関する規則（平成 2 8 年亀山市規則第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項各号を次のように改める。

（ 1 ） 次に掲げる教育・保育給付認定子どもに係る利用者負担額
零

ア 子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号。以下「法」という。）第 1 9 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども

イ 法第 1 9 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもであって、満 3 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にあるもの以外のもの

（ 2 ） 次に掲げる教育・保育給付認定子どもに係る利用者負担額
別表第 1 に定める額

ア 法第 1 9 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもであって、満 3 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にあるもの

イ 法第 1 9 条第 1 項第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども

第 2 条第 2 項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第 4 条第 1 号中「別表第 4」を「別表第 2」に改め、同条第 2 号中「別表第 5」を「別表第 3」に改める。

別表第 1 及び別表第 2 を削る。

別表第 3 備考以外の部分中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同表階層区分の項中「子ども・子育て支援法施行規則」の次に「（平成 26 年内閣府令第 44 号）」を加え、同表第 1 階層の項中「生活保護法」の次に「（昭和 25 年法律第 144 号）」を、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」の次に「（平成 6 年法律第 30 号）」を加え、同表第 3 階層の項中「2,500 円」を「0 円」に改め、同表備考の 1 中「地方税法」の次に「（昭和 25 年法律第 226 号）」を加え、同表備考の 2 中「亀山市税条例」の次に「（平成 17 年亀山市条例第 50 号）」を加え、同表備考の 3 中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「ひとり親世帯等」を「次に掲げる世帯（以下「ひとり親世帯等」という。）」に改め、同備考に次のように加える。

（1）母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）

第 6 条第 6 項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯

（2）次に掲げる在宅障がい者（児を含む。）を有する世帯

ア 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱（昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号）に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）に基づく特別児童扶養手当の受給者、国民年金

法（昭和 3 4 年法律第 1 4 1 号）に基づく障害基礎年金等の受給者

（3）教育・保育給付認定保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯

別表第 3 備考の 4（2）中「学校教育法」の次に「（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）」を加え、同備考（4）中「児童福祉法」の次に「（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）」を加え、同表備考の 5 中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「子ども・子育て支援法施行令」の次に「（平成 2 6 年政令第 2 1 3 号）」を加え、同表備考の 6 を削り、同表を別表第 1 とする。

別表第 4 中「1 日あたり」を「1 日当たり」に、「別表第 1 又は別表第 2 の階層区分が」を「世帯の状況が別表第 1 における」に、「に属する」を「の階層区分に該当する」に、「1 月あたりこども」を「1 月当たり子ども」に改め、同表備考の 2 中「別表第 2 又は別表第 3」を「別表第 1 又はこの表」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同表を別表第 2 とする。

別表第 5 中「1 日あたり」を「1 日当たり」に改め、同表に次の備考を加える。

備考

- 1 この表の延長保育料の欄に掲げる金額には、食事の提供に係る負担金を含むものとする。
- 2 市町村民税の所得割額が 7 7, 1 0 1 円未満である世帯の延長保育料は、この表に掲げる金額から 5 0 円を控除した額とする。
- 3 備考 2 の規定にかかわらず、小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第 1 学年から第 3 学年までに在籍する子ども又は次に掲げる小学校就学前の範囲内にある子どもが同一の世帯に 3 人以上いる場合におけるこの表の適用については、そのうちの最年長者及び 2 番目の年長者である者に係

る延長保育料を除き、この表に掲げる金額から50円を控除した額とする。

(1) 特定教育・保育施設において教育・保育を受ける小学校就学前子ども

(2) 学校教育法第1条に規定する幼稚園のうち、特定教育・保育施設でないものに在籍する小学校就学前子ども

(3) 学校教育法第76条第2項に規定する特別支援学校の幼稚部に在籍する小学校就学前子ども

(4) 児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援又は同条第3項に規定する医療型児童発達支援を利用している小学校就学前子ども

(5) 児童福祉法第7条第1項に規定する児童心理治療施設の通所部に在籍する小学校就学前子ども

(6) 特定地域型保育事業を利用している小学校就学前子ども

(7) 亀山市待機児童館に入所している小学校就学前子ども

別表第5を別表第3とする。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。